

一般社団法人 リン循環産業振興機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人リン循環産業振興機構と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、リン循環産業の振興を図り、もって持続的なリン利用の実現をめざす事業の推進を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、その目的に資するための次の事業を行う。

- (1) 産官学連携によるリン循環産業の振興
- (2) リンに関する調査
- (3) リンに関する技術及び事業相談
- (4) リンに関する普及啓発活動
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

第3章 社員

(社員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(会費の支払義務)

第7条 社員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(2) 死亡

(3) 総社員の同意

(4) 除名

2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第4章 社員総会

(招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、法令で定める場合を除き、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、または他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会にて選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、3名以上15名以内とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。もしくは、これらの者以外の者をこの法人の理事又は監事

とする必要がある場合には、5名を限度として選任することができる。

(監事の員数)

第19条 当法人の監事の員数は、1名以上2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第20条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 他の同様の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(代表理事及び業務執行理事)

第21条 理事のうち1名を理事長とし、副理事長2名以内を置くことができ、理事会において理事の過半数をもって選定する。

2 理事長を、法人法上の代表理事とする。

3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 理事のうち2名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(理事及び監事の任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議により別に定める理事及び監事の報酬等及び費用に関する規定による。

(責任の一部免除)

第24条 当法人は、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める制定責任額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 基金

(基金の拠出)

第25条 当法人は、社員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第26条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後に、理事会が決定したところに従って行なう。

第7章 理事会

(招集)

第29条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第30条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第34条 理事長及び副理事長は、毎年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 計 算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第37条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第38条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれら

の附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第39条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告方法）

第41条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法による。

（法令の準拠）

第42条 なお、この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

2 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 大竹 久夫 、 早川 康之 、 國貞 眞司 、
米森 重明

設立時監事 用山 徳美

設立時代代表理事 （理事長）

大竹 久夫

設立時代代表理事 （副理事長）

早川 康之

以上、一般社団法人リン循環産業振興機構を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士藤澤芳朗は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年9月13日

設立時社員 大竹 久夫

設立時社員 早川 康之

設立時社員 三國製薬工業株式会社

設立時社員 用山 徳美

設立時社員 米森 重明

上記社員の定款作成代理人 司法書士 藤澤 芳朗